

平成 30 年 3 月 28 日  
平成 30 年 4 月 24 日改定  
平成 30 年 10 月 18 日改定  
令和 2 年 4 月 10 日改定  
令和 2 年 7 月 8 日改定

## ロボット支援手術による学会指針に関して

平成 30 年度の診療報酬改定に続き令和 2 年度の診療報酬改定について、内視鏡手術用支援機器（以下、「ロボット支援手術」という。）を使用する術式について先日、厚労省から発令されたとおり保険適用が決定いたしました。

引き続き日本内視鏡外科学会として、ロボット支援手術の質と安全性の確保のため、該当するロボット支援手術の術前症例登録を進めてまいります。

厚生労働省からの各種通知では、ロボット支援手術を実施する際、「関連学会の定める指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること」と記されています。

日本内視鏡外科学会理事会及びロボット支援手術検討委員会の審議を経て、当該術式に関しては、手術実施前に一般社団法人 National Clinical Database（以下、「NCD」という）に術前症例登録を行うことを必須条件と決定しております。

平成 30 年 9 月より呼吸器外科、同年 10 月より消化器外科領域（胃・食道・直腸）のロボット支援手術術前症例登録が可能となっておりますが、このたび、令和 2 年 4 月 1 日より、膵切除（膵頭十二指腸切除術/膵体尾部切除術）の術前症例登録が開始となりました。併せて、婦人科（子宮摘出術/仙骨脛固定術/子宮悪性腫瘍手術）における術前症例登録につきましても令和 2 年 7 月 9 日をリリース予定として進めております。

なお、術前症例登録を行う上で、登録料が必要となり、理事会審議の結果、臓器毎に 5 万円の登録料（年間）をお願いすることとしております。Audit 等の実施に伴う費用となりますので、施設様にはご理解賜り、ご協力をお願いいたします。

また、NCD への術前症例登録とは別途、当会での「施設登録」においてもご協力をお願い申し上げます。

ロボット支援手術の質と安全性の確保のためには、術前情報および術後情報の管理が重要となります。更なるロボット支援手術の発展のため、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本内視鏡外科学会  
理事長 渡邊昌彦  
ロボット支援手術検討委員長  
宇山一朗

## ■術前症例登録 対象症例

手術予定日が【平成30年4月1日（日）以降】の呼吸器外科・消化器外科\*（ロボット支援手術）

手術予定日が【令和2年4月1日（水）以降】の膵切除術（ロボット支援手術）

手術予定日が【令和2年7月1日（水）以降】の婦人科領域\*（ロボット支援手術）

\*詳細な登録の疾患は下記参照

※腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術は術前症例登録対象外。

## ■登録について

### 【術前症例登録 システム構築状況】

○呼吸器外科（肺悪性腫瘍/縦隔疾患）平成30年9月4日（火） 登録開始

○消化器外科（胃癌・食道癌・直腸癌）平成30年10月18日（木） 登録開始

○膵切除（膵頭十二指腸切除術/膵体尾部切除術）令和2年4月1日 登録開始

○婦人科領域（子宮摘出術/仙骨腔固定術/子宮悪性腫瘍手術）令和2年7月9日 登録開始予定

※他領域（肝臓）に関し、随時登録開始予定です。

### 【術前症例登録ページ】

NCDの症例登録ページから直接登録可能です。

NCDユーザー専用ページ <https://registry3.ncd.or.jp/karte/htmldoc/login.html>

（NCDの術前症例登録へアクセスするには、個人でのID/PWが必要となります。

そのためには、NCD新規施設・ユーザー登録を行ってください）

詳細：NCD 新規施設・ユーザー登録 <http://www.ncd.or.jp/start/signup.html>

### <ご注意>

必ず手術日当日までに術前症例登録を完了させてください（※手術日の次の日からはシステム上ロックがかかり、遡って入力できませんのでご注意ください）。

※膵切除において、術前症例登録を失念された等の場合はNCDへご相談ください。

※婦人科領域に関しては、NCD症例登録の利用がこの度初めてとなるため、2020年12月31日まで遡り登録を可能とします（例：2020年9月30日の手術の症例登録が12月31日まで登録可能）。

## ■登録料

5万円（臓器ごと）/年間（JSESの年度管理にあわせ、10月～9月分で管理させていただきます）

※施設登録内「御請求書送付ご担当者様」宛てに、ご請求書をご送付いたします。

## ■施設登録方法

日本内視鏡外科学会ホームページ内『ロボット支援手術』の専用ページ内の指定書式にてFAXもしくはメールにてご登録をお願いいたします（登録ページ改修中のため）。NCDでの術前症例登録とは別途必要になります。なお、施設登録は、術前症例登録後のご登録後でも問題ございませんが、必ず、施設（診療科）の臓器（初回\*）ご登録の際には、施設登録のご協力をお願いいたします。

\*施設内で、臓器別に診療科・ご担当者様が違う場合は、個別にご登録ください。

(参考情報)

■ 施設基準に関する記載

1) 特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて

令和2年3月5日 保医発 0305 第3号

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603894.pdf>

例：第75の3-2

腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）の施設基準

- (1) 外科又は消化器外科、消化器内科、放射線科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 以下のア又はイの手術を術者として、合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。ア 腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合） イ 腹腔鏡下腓頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- (3) 当該保険医療機関において、腓臓に係る手術を年間20例以上実施していること。
- (4) 外科又は消化器外科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が3名以上配置されていること。
- (5) 緊急手術が実施可能な体制が整備されていること。
- (6) 常勤の臨床工学技士が1名以上配置されていること。
- (7) 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。
- (8) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。
- (9) 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること。

2) 厚生労働保険局医療課作成「令和2年度診療報酬改定の概要」

<http://www.jshp.or.jp/cont/20/0305-5-1.pdf>

■お問い合わせ先

一般社団法人日本内視鏡外科学会 事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル

日本コンベンションサービス株式会社内 TEL：03-3503-5917 メール：info-jses@convention.co.jp

以上